

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第3回津市総合計画審議会
2 開催日時	平成29年1月23日(月) 午前10時から12時まで
3 開催場所	津市本庁舎4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市総合計画審議会委員) 赤野利彦、荒川智子、生川介彦、岡田昭良、加瀬由美子、川北輝、川邊千秋、國分弓子、駒田聡子、杉浦礼子、鶴岡信治、長谷川之快、森崇、山田康彦、渡邊修三 (事務局) 政策財務部長 内田政宏 政策財務部次長 鳶田光伸 政策課長 濱田耕二 政策課調整・政策担当主幹 梅本和嗣 政策課政策担当主幹 大垣内俊行 政策担当 藤原亜沙子 政策担当 赤塚将太
5 内容	1 津市総合計画(案)(「はじめに」及び「基本構想」)の修正について 2 津市総合計画(「基本計画」)の構成案について 3 オープンディスカッションの開催について 4 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	政策財務部政策課 電話番号 059-229-3101 E-mail 229-3101@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

<事務局>	<p>【開会】</p> <p>定刻になりましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。本日はお寒いなか、また、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、第3回津市総合計画審議会を開催させていただきます。開催に先立ちまして、政策財務部長の内田より一言ご挨拶申し上げます。</p>
政策財政部長	<p>皆さんおはようございます。ただ今、司会からもありましたとおり、雪もちらつきまして、大変寒い一日となりました。また、皆さん大変お忙しいなか、第3回津市総合計画審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>今年初めての審議会となりますが、引き続き本年もよろしく願いいたします。</p> <p>さて、本日は、昨年11月に開催いたしました市議会全員協議会での協議を踏まえた津市総合計画(案)(「はじめに」及び「基本構想」)部分の修正を行いましたので、その案につきまして、ご確認をいただくとともに、基本計画の構成案についてご審議いただきたいと思いますと考えています。</p> <p>基本計画につきましては、基本構想に掲げるめざすべき都市像や市民の暮らしなどを実現するための施策、また、取組の方向性を示す、いわば、計画の肝となるものがございます。</p> <p>委員の皆様には、それぞれのお立場から、また様々な視点から忌憚のないご意見を頂戴したいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>大変寒い1日ですけれども、ホットなご議論となりますよう期待いたしまして、また、貴重なお時間を割いていただくこととなりますが、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。</p>

申し上げます。

<事務局>

なお、本日、伊藤信男委員、田原義洋委員、藤野奈々委員、渡辺義彦委員におかれましては、所用のため、止むを得ずご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、津市総合計画審議会条例第6条の規定により、会長に会議の進行をお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

鶴岡会長

それでは会議の進行を務めさせていただきます。皆様よろしく願いします。

本日は、委員20名中現在15名のご出席をいただいております。過半数を超えておりますので、津市総合計画審議会条例第6条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、前回に引き続き、本審議会につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、公開審議となり、審議内容については、録音を行い、事務局において議事録等の公開をさせていただくこととなりますので、併せてよろしく願いします。

それでは、議事録の署名委員についてでございますが、議事録へは、毎回出席していただいている委員の中から、名簿順に2名の方々にご署名をいただくということにしております。本日の議事録については、加瀬委員と川北委員に署名をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

それでは、事項書に従って進めていきたいと思いますが、事項に入る前に、本日初めてご出席していただきました委員の方がお見えになりますので、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。自己紹介の際には、これからの審議に向けたまちづくりに対する思いなどについても、一言お聞かせ願えればと思います。それでは、國分委員よろしく願いします。

國分委員

皆様、改めましておはようございます。津市社会福祉協議会津支部長、國分と申します。福祉の部門で、地域との関わりの中から、どんな形で皆が過ごせる福祉、みんなにやさしく、みんながやさしい住みやすい町にどういう風になれば出来るかということに視点をおきながら、検討の中に入らせていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

山田委員

山田と申します。文化振興審議会の立場から出席させていただいております。芸術教育が専門で、文化芸術の立場、同時に教育の面からも議論に参加できたらと思っています。半年遅れましたが、よろしく願いいたします。

鶴岡会長

それでは、事項書に従いまして、議事を進めたいと思います。事項1「津市総合計画(案)（「はじめに」及び「基本構想」）の修正について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。

<事務局>

【事項1「津市総合計画(案)（「はじめに」及び「基本構想」）の修正について】

それではただ今から説明させていただきますけれども、最初に資料の確認をさせていただきます。事前にご送付はさせていただいておりますけれども、まずこちらのA4版の第3回資料1でございます。次の資料が第3回資料2-1、こちらA4版でございます。次がA3版のこの縦の資料になります。資料2-2となっております。最後の資料が第3回資料3、この4点でございます。配付漏れとかお忘れの方ございましたらお知らせいただけますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

すみません、そうしましたらご説明をさせていただきますが、座ってさせていただきますのでよろしく願いいたします。

それでは事項1の津市総合計画(案)（「はじめに」及び「基本構想」）の修正についてご説明をさせていただきます。こちらの案につきましては前回の会議

におきまして皆さまにご審議をいただき、頂戴いたしましたご意見等を踏まえ、意見対応表と合わせ修正案のほうを昨年11月7日付でご送付をさせていただきました。

そして、その案をもちまして11月9日の市議会全員協議会、こちらのほうで協議をいただいております。協議会のほうでは概ね原案どおりでご理解いただきましたが、協議の内容を受けまして一部修正をいたしましたので、その点についてご説明をさせていただきます。

それでは資料1、津市総合計画(案)（「はじめに」及び「基本構想」）をご覧くださいませでしょうか。修正いたしましたのは2箇所でございます。最初に3ページをお願いいたします。3ページの1箇所目の修正点でございます。第2項の「2 市民の健やかな人生設計に向けて」の（高齢・障がい者福祉）の2行目のところでございます。『そして、介護が必要になったとしても、本人が望む限り住み慣れた家や住み慣れた地域で』の部分でございます。

修正前は、『本人が望む限り』の部分が『できる限り』となっております。こちらの表現につきましては全員協議会におきまして、できる限りという表現は行政の姿勢ができる限りと読み取られることがあるので、もう少し適切な言葉があれば変えたほうがいいのではというご意見を頂きましたので、このような形で修正をさせていただきました。

次に2点目の修正箇所でございます。5ページをお願いいたします。5ページ一番上の（都市空間）の所でございます。2つ目の段落の『また、～』の所でございますけれども、『利便性の高い公共交通ネットワークなどにより快適に移動できる都市空間を形成します。』とございますが、修正前は『公共交通ネットワークなどにより誰もが快適に移動できる』という、『誰もが』という言葉が入っております。

この点につきましては、『誰もが』という言葉が、障がい者や高齢者といった個人的要因の関連の印象が強く、どの地域でもという意味合いが弱かったことから、いずれにも捉えられるように逆に削除することで整理をさせていただきました。

修正いたしましたのは以上2箇所でございます。こちらの津市総合計画(案)（「はじめに」及び「基本構想」）の修正部分についての説明は以上でございます。

鶴岡会長

はい、どうもありがとうございました。ただ今、事務局より基本構想部分の全員協議会を含めての修正点についての説明がありました。また、事務局より説明がありましたとおり、前回の会議を踏まえての修正について、昨年11月に資料を送付していただきましたので、皆さんには既に目を通していただいていたかと存じます。

今、説明していただきました津市総合計画(案)（「はじめに」及び「基本構想」）に関して、ご意見・ご質問があればお願いします。

川邊委員

はい、ちょっとよろしいですか。

鶴岡会長

はいどうぞ。

川邊委員

1ページ目の『取り組む』ですが、これは『り』が入ってますけど、下のほうは『り』が入ってませんな、『取り組む方向性』。

鶴岡会長

何行目ですか。

川邊委員

1枚目の上から7行目か、『合併時に取り組む』。これは取「り」が入っています。1ページ目は。

鶴岡会長

分かりました。下から3行目ですね。

川邊委員 入ってませんな。相撲の場合は下の『取組』を使うと思いますけど、上は。

鶴岡会長 「り」があるのとないのがあるので統一を。

川邊委員 どっちが本当か、それは他にもそういうところがありますな。どっちが本当ですか。

鶴岡会長 そうですね、統一した表記のほうがいいですね。事務局お願いします。

<事務局> すみません、ご意見ありがとうございます。ここの『取り組む』の部分と下の『取組』について「り」がないよ、というお話を頂きました。
一応これ全体の整理の中で、上のほうの『取り組む』は述語として捉えておりました、送りながを付けております。そしてもう1つの「り」に送りなががない部分につきましては、名詞として整理をさせていただいております。
全体の中でその整理はさせていただいておりますので、ご理解いただければと思います。ありがとうございます。

鶴岡会長 分かりました、述語の時には『取り組むとして』というので、「り」を入れるということですね。それから名詞につきましては、『取組』ということでは「り」を入れないという表記で、ずっと他もみんなこういうふうに統一しているということですね。よろしいでしょうか。

川邊委員 はい、分かりました。
それともう一点、2ページ目のこの基本構想。これは津市の第1章の中の、第2章の上、2ページ目の下から9行目ですな。『商工業に加え、農林水産業もあるバランスの取れた』の部分は、『農林水産業も盛んでバランスの取れた』、あるいは『農林水産業も盛んに行われており、バランスの取れた』、というなら分かりますが。ちょっと引っ掛かるようなところがあります。

鶴岡会長 事務局、お願いします。

<事務局> はい、すみません。こちらの『バランスの良い』という表現につきましては、商工業っていう、その生産業の方面だけに津市の特徴があるのではなく、農林水産業、多岐のその第一次産業、第二次産業、第三次産業をそれぞれバランス良く持っているという意味合いを出したくて、こういった形にさせていただいております。

川邊委員 分かりました。

<事務局> はい、ありがとうございます。

川邊委員 もう一つ意見として。6ページ目の（農林生産）の中の『食の安全と市民の暮らしを支え続けられるよう意欲のある』のところで、農だけでしたら多様な担い手と言うてもよろしいんですけど、これは林業も水産も入っとなで、この『意欲ある担い手』。農だけでしたら私は多様な担い手と、これで入れてもらってもいいのやけど、これは農林水産やでこうなったんですか。そうですね。

<事務局> はい、そのとおりでございます。農だけではございません。

川邊委員 農だけやったら、集落営農も全部入りますけどな。分かりましたわ。それとその後の『市内産農林水産物』というのは、ちょっとこれ今、農林のほうでは「津ぶっこ」といって、津市自慢の農林水産物やってますな。

<事務局> はい。

川邊委員 ここではどうでしょうな、市内産、これは水産も入ってます。津市自慢の農林水産物「津ぶっこ」というのをやっていますでしょう、農林のほうで。全国発信していますわな。こういうもの、「津ぶっこ」は入れられませんか。

鶴岡会長 はい、事務局お願いします。

<事務局> こちらは基本構想ということで、少し具体的な記述がないというようなご印象はあるかと思うんですけども、その辺のおっしゃっていただいた、「津ぶっこ」とか、その辺りは基本計画の中で、もしこれをできるところであれば、こちらで表現をしていくのがいいのかなと思ひまして。こちらのほうは基本構想という計画期間がない中での文章ということでご了承下さい。

川邊委員 はい、分かりました。以上です。

鶴岡会長 多分これは基本構想ですから、あまり具体的なもので書きちゃうと、そのまま今度を変えることもできなくなってしまうので、余計縛られちゃうことだと思います。その他よろしいでしょうか。

山田委員 はい、すみません。

鶴岡会長 はい、どうぞ。

山田委員 もう既にいろいろ検討されてきているので、ちょっと意見を言わせていただいて。もし改めて検討できることがあれば、お願いしたいなというふうに思っているんですが。

 5 ページ目の（スポーツ・文化）のスポーツのところなんですけど、これ基本的にいろいろな市民の方がスポーツ活動を実践したくなる環境づくりっていうことを中心にしていると思うんですけども、スポーツっていうのは確かに市民がそれを実践することが一番大事なんですけれども、それと同時にスポーツ選手が大変活躍することによって市全体が元気になるっていう、そういう側面もありますよね。

 そうした時に、例えば今サオリーナなんかをつくっていて、私としてはああいうものがつくられて、そして市が何らかのスポーツの拠点になるような、そういう取組というのが、「あのスポーツは津だよ」とか、そういうようなことが言われるような市になっていかないといけないんじゃないか。またそれが津市を、市民を元気にするっていうことがあるんじゃないかっていうふうに思うので、そういう優れたスポーツがあることによって市民全体が元気になるっていう、そういう側面を入れなくていいのかっていうことが気になっているっていうことが一点です。

 それから、同じそのすぐ下で文化なんですけれども。前の議論で改めてこの、特に文化のほうの後半の、『人々に感動や生きる喜びをもたらす芸術文化の振興』っていうことをきちっと入れていただいたっていう、議論の経過があるっていうことを見させていただいたんですが。確かに伝統文化だけではなくって、これからの文化をどうつくっていくのかということが非常に大きいと思うのですね。ただ、その時にこの『振興』っていう言葉だけでいいのかっていいんでしょうか、『振興』っていうのは一般的にただ盛んにするっていう意味ですよ。これから例えば久居ホールができたり、あそこは芸術の発信やマネジメントなんかをしていくっていうことがあるので、『振興』には変わりない、入るのかもしれないのですが、芸術文化の『創造』とか『発信』という、そういう面もかなり大きい意味を持ってくるわけです。なので、本当は『創造、発信、享受、普及』という、そういうような芸術文化のいろんな側面を全体に盛んにしていくっていうような文面が強調されるといいのかな、なんていうふうに個人的な意見として思いました。

もし、具体的にこの文章をこう直せというのが昨日から考えていてなかなか難しいんですけど、もし検討の余地があればお願いしたいなと思いました。

鶴岡会長

事務局お願いします。

<事務局>

はい。スポーツのほう、おっしゃっていただいたような点なんですけども、この後のちょっと基本計画の構成の中でも、競技力の向上であるとか、優れたスポーツ選手やサオリーナというような点は踏まえていくことになるかなと思っております。

あと文化のほうは『振興』だけではちょっと弱いというご意見を頂きましたので、その、『創造』であるとか『発信』、『享受』という部分については、少し検討させていただきたいと思います。

基本計画でもおっしゃっていただきました、久居ホールなどそういう施設の活用であるとか、その辺は触れていく形になるかなと思っておりますので、ちょっとこの構想のところでおっしゃっていただいたご意見、どこまで反映できるか、少し考えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

鶴岡会長

その他よろしいでしょうか。それでは今ご意見を伺いましたので、この修正についてはこれで終了にしたいと思います。

それでは事項書の2番目です。事項2「津市総合計画（基本計画）の構成案について」事務局から説明をお願いしますが、少しボリュームがありますので幾つかのパートに分けて説明していただき、パートごとに委員の皆さまからご意見、ご質問を頂きたいと思います。よろしいでしょうか。

じゃあ、まず最初にA4版資料の2-1ですか。「津市総合計画（基本計画部分）構成案」について、第2章第1項の「将来像」までを説明していただき、次に第2章第2項の「目標別計画」の目標1から3まで、それから目標4から第3項の「土地利用」という構成まで。最後に、第3章「将来像の実現に向けて」を説明していただこうと思います。

事務局お願いします。

<事務局>

【事項2 津市総合計画（基本計画）の構成案について】

はい。それでは事項2の「津市総合計画（基本計画）の構成案について」ご説明させていただきます。

統合計画の基本計画につきましては、先ほどの基本構想を受けましてこれから具体的な策定を進めていくこととなります。そこでまずは、基本計画の骨組みとなります構成案をご審議いただきたいと思います。

説明に当たりましては最初に構成案全体の概要をご説明させていただきます。その後会長からおっしゃっていただきましたとおりパートごとに説明、そして質疑応答という中で説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは最初に全体の構成をご説明させていただきます。A4版の資料2-1「津市総合計画（基本計画部分）構成案」をお願いしたいと思います。この基本計画部分でございますけれども、先ほど資料1でご説明いたしました総合計画の「第1部 はじめに」、「第2部 基本構想」に続くものとなりますことから、「第3部 基本計画」としております。

まず第1章を「計画の策定にあたって」とし、第1項で「計画期間」、第2項で「策定の背景」、そして第3項で「今後10年間の展望」を示すこととしております。

続いて第2章を「これからの10年間のまちづくり」として、第1項で「将来像」、こちらは「」（鍵かっこ）で空欄になっておりますが、内容については後ほどご説明させていただきます。

次に第2項を「目標別計画」として1ページ中段から7ページにかけてになりますが、6つの目標別に整理をしております。そして同じく7ページ目で

ございますけれども、第3項として「土地利用の方向性」を示すこととしております。

最後、第3章を「将来像「 」の実現に向けて」として、第1項で「市民の思いや願いに応える市役所」について、第2項で「高みを目指す行政経営」について示すこととしております。

以上が、構成案全体の枠組みでございます。

<事務局>

【第1章「計画の策定にあたって」から第2章第1項「将来像」まで】

続きまして、今から構成案を4つのパートに分けてご説明させていただきます。最初に第1章「計画の策定にあたって」から第2章第1項「将来像」までをご説明させていただきます。改めて資料の1ページをお願いいたします。

第1章の「計画の策定にあたって」でございます。第1項の「計画期間」では、平成30年度からの10年間を計画期間とすることをお示しします。第2項では「策定の背景」として時代の潮流であるとか市民意識調査の結果などから読み取れる市民の思い、またこれからの津市に求められているものなどをお示しします。

第3項「今後10年間の展望」では「1 計画フレーム」として人口の推移や市内の経済産業の動向、市の財政見通しなどをお示しします。次に「2 これからの10年間の展望」として、少子高齢化を伴う人口減少やインフラ、公共整備の老朽化、また合併による特例措置が段階的になくなることによる地方交付税の縮減など、これから10年間の津市を取り巻く状況をお示しします。

続いて第2章「これからの10年間のまちづくり」の第1項「将来像」でございます。先ほど空欄になっていましたとご説明させていただきましたが、今ご覧いただいております資料の一番後ろに別紙ということで添付をさせていただきます。ご覧いただけますでしょうか。

別紙「基本計画に掲げる津市の将来像(案)」でございます。こちらは将来像の考え方を整理したものでございます。将来像は、いわゆるまちづくりのキャッチフレーズとなるもので、現行の総合計画では『環境と共生し、心豊かで元氣あふれる美しい県都』、これを将来像として基本構想に掲げております。

次期総合計画におきましては、現行計画のように基本構想に将来像を掲げるのではなく、これから10年のまちづくりを進める上で理想とするまちの姿として、基本計画に将来像を位置付けたいと考えております。今回、事務局案として整理をさせていただきましたが、その考え方につきましては、まず基本構想に掲げました「望ましいまちの姿」を踏まえる必要があると考えております。

キーワードとしては基本構想にも記述をしている『誰もが幸せに暮らすことができる魅力あふれるまち』であるとか、『市民がそれぞれの幸せを実感し、心豊かで笑顔あふれる人生を送ることができるまち』、このあたりがキーワードになるのではないかと考えました。

また、市民意識調査でお聞きしました「現在の津市に対するイメージ」、「これからの津市はどんなまちになると良いか」、「あなたが理想とする津市のすがたについて連想するキーワード」という、こういう設問での回答結果も考慮する必要があると考えました。

以上、申し上げましたような点を踏まえまして、市民の皆さんにとってなるべく分かりやすいものがないかということで、資料の下段にございますとおり、案1として『幸せに暮らせる住みよい県都 津市』、案2として『市民の笑顔あふれる 県都 津市』、案3として『住みたいまち・住み続けたいまち 県都 津市』、この3つを案として考えさせていただきました。本日のご審議を踏まえまして、次回の審議会でもとめていきたいと考えております。

以上、第1章「計画の策定にあたって」から第2章第1項「将来像」までのご説明をさせていただきました。

鶴岡会長

どうもありがとうございました。それじゃあ今の説明ですね。この別紙の最

後は今議論するのですか。キャッチフレーズというか。次回の審議って話ですね。今は市の考え方を聞くと。

<事務局> 今日何か案があれば。

鶴岡会長 案があったらと。

<事務局> ご意見を頂いた上で、次の審議会でもまとめていきたいな、というふうに考えております。今日まとめるということではございませんので。

鶴岡会長 これについては、もう少し別の案も今話したらいいですか。

<事務局> もしこの案に対してご意見があればおっしゃっていただければということですし、また「こういう案もあるよね」、といったようなご意見を頂ければと思います。

鶴岡会長 別の案もね。ここに事務局の案が書いてあると。そのところが多分一番の議論、皆さんにお考えを聞かせていただくとありがたいなと。こういう市民の意識調査をして、こういうようなキーワードが出てると。それをどうまとめたらいいか。

それから、現行の将来像というのは一番上に書いてありますように、『環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都』というキャッチフレーズを付けております。それに対して、少し新しいというイメージが、ちゃんと出たほうがいいのであろうというふうにも私は思っております。この辺について何かご意見がありましたら。

ちょっと、私のほうから言うと、案2だけは何か『住みよい』という要素がちょっとないのかなと思うので、『市民の笑顔あふれる』、この『笑顔』が入ったのが非常にいいと思いますけど、その後に『笑顔あふれる住みよい県都』とか、そういう案もあるんじゃないかというふうには思っています。

そしたら、やっぱり現在の津市に対するイメージっていうものの上位の1番のところ、『自然豊かなまち』とか『暮らしやすさ』って入れているので、『暮らしやすさ』というキーワードに関係するところは、やっぱり何か入れたいなという気がちょっとします。

今日は何かご意見があったら何うという程度ですね、次回の審議会では。

<事務局> はい、今日頂いたご意見なんかも踏まえて、次回の審議会で「こういう案でどうでしょうか」ということで、またお示しできればなと思っております。

岡田委員 すみません。

鶴岡会長 はい、どうぞ。

岡田委員 先ほどの件で、この調査の中で、『これからの津市はどんなまちになるといいか』という中で、医療が充実しとるとか、高齢者・障がい者が暮らしやすいまちとか、その辺は上位になつとるという中で、『幸せに暮らせる住みよい県都』とか、何か、そこら辺がもうちょっと充実できるキャッチフレーズってないのかなと。ただ漠然としとるような感じでね。

例えば津市という所は、本当に高齢者が、医療もちゃんとなって、ものすごい住みよいまちづくりなんや、と。これは先だって、病床も減らすとかいうのが議会でも出てましたけど、要するに高齢者にどんどんなってくる。特に私のとこなんか、住んどるとこは高齢者の率が65%なんですよ。それで、そこで話を聞いてくると、例えば今コミュニティバスがあるけど、これなんかも土曜、日曜は止まると。そうすると足が無いよと、そういう不安なところが多々あって。それなんかも話は別なんですけど、総合支所に頼むと「出せるよ」、そや

けど本庁にいったら「それは駄目よ」とかいう、その行政の間でも片一方はいい、片一方でいったらそれはもう無理やとかいう話がある。

例えば、うちの地域なんかでボランティアの方々でその高齢者を守ろうというような格好で「結の会」というのを立ち上げて、いろんなことやっていただいとんやけど。それらもやはりなんとか動かしたいんやけど、そういう利用するのに行政が片一方では駄目、片一方ではええよ、そういうのがかなりあると。

そんな中でここに出とる将来像、もっとこれから高齢者が増えてくると。そういう中で本当に医療とかそういうのがもっと充実してくると、何か入るととええんやないかなと思う面もあるんですけど。あまりにもこの今までの過去10年間のやつでも同じことなんですよ。『市民の笑顔あふれる県都津市』とか、『幸せに暮らせる住みよい県都津市』とか。

行政からの点数としては、こんなことやってるから点数の評価としては上がってます。実際それが市民に伝わるとるかどうか。漠然と抽象的な言葉では、なかなか市民の方々が出来ないと、「行政は何もしてくれへん」とか、「言うてもあかんよ」、というような捉え方になつとるもんで、そこら辺も何か今後10年間、津市としては「こうしたいんや」というのがもうちょっと分かるような、基本計画の中に入ってくると、ええんかなという気はします。

渡邊委員

この案の3ですよ。案3はもう全部をこれ、踏襲してますよね。『住みたいまち・住み続けたいまち』。住みたいまちってどんなまち、住み続けたいまちってどんなまちっていったらもう1、2が全部含まれてくるわけですよ。

私の個人的な意見は、これはいいなと思ってんですけど、さらにサブタイトル何か付けて、この10年間はこれとこれとこれとこれを重点的にやりますよ、というふうにしてもらいたいかなと私は思ってますんですけどね。

鶴岡会長

いいですか、事務局のほうは。

<事務局>

ありがとうございます。確かにおっしゃられるようにインパクトというか、具体的なちよっと姿が見えにくいという部分かと思います。ある意味、この挙げさせていただいた3つが、そういうちよっと究極的な表現になっちゃって、少しぼやとしてるっていう話かなと思います。

渡邊委員さんもおっしゃっていただいたように、例えばサブタイトルを付けるとか、こういう形もあろうかと思いますが、この10年でもう少し向かうべき津市の方向性を入れたほうが、というようなご意見だと思いますので、その辺は少し考えながら、それはサブタイトルを付けてみるとか、これから頂いたご意見を踏まえまして、考えていきたいと思っています。

山田委員

将来像案の上の市民意識調査の結果に対する分析・解釈の仕方なんですけれども、例えば『犯罪や事故が少ないまち』っていうことを『暮らしやすさ』っていう形で受け取っていると思うんですけど。確かに暮らしやすいのですが、直接的にはやっぱり『安全・安心』、あるいは『安心・安全』ですよ。何かそういうことで、その『これからの津市はどんなまちになるとよいか』、というのも『暮らしやすい』っていう形で受け取ってる、まとめるんだけど、全体にやっぱりすごい安心や安全を求めているっていうことがあると思うんですけど。

そういうことから考えると、私もやっぱりこの今までの議論のように、今の将来像案1、2、3はちよっとやっぱり抽象的なので、ここでキーワードになるのはやっぱり『安全・安心』、それから『自然が豊か』、それから『元気がある』っていいでしょうか、この辺はやっぱりきちっと出していかないといけないというふうに思います。

ちよっと補足的に言えば、『住みたい』っていうことは県都であるということから考えると、住みたいだけではなくて『行ってみたい』とか『仕事の場』とか、津市っていうのはいろんなやっぱり側面があると思うんですけど。当然、

住んでの方が中心なんだけれども、市が盛んになっていくというのは『住みたい』だけじゃなくて働きたいし行ってみたいとか、そういう魅力ある市にもっともっとしていかないといけないなっていうことを考えると、『住みたい』だけではちょっと足りないように思うんですね。そういう角度からもご検討していただけるといいかというふうに思いました。

鶴岡会長

確かにそのとおりですね。事務局からお願いします。

<事務局>

はい、ありがとうございます。そうですね、少しちょっと抽象的や具体性に欠けるよね、とご意見頂きましたので、もう少しそのあたりが見ていただいて分かるような形にしていきたいと思いますので、ご意見を踏まえまして、また次回整理をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

岡田委員

もう1ついいですか。

鶴岡会長

はいどうぞ。

岡田委員

すみません。『これからの津市はどんなまちになるとよいか』という、この、全体の調査されとる中で、例えば犯罪とか医療とか防災とか、今、全体的に上位になっとるのは確かなんですけど。その中で私がふっと思ったのが、例えば観光のまちとか自然が豊かなまちづくり、これが若い子、10代、20代、30代の子の人らは高いんですね。

そして40代、50代、60代の人になると、やっぱり高齢とか医療とかになるんやけど、若い年代は、ここにある10代、20代の結果になると、やっぱり観光とか自然豊かなまちとか。それで先ほど山田委員さんが言われたように、やっぱりそこからでも津市は魅力あるので「来てほしい」よな、「来たい」、「行きたい」よなっていうまちをやっぱりつくっていかならんと思うんです。

それはやはり今ここに住みよいまち、いろんな格好で10代の子、20代の子がやっぱり津に住んで欲しいというようなことだったら、やっぱりそういう若い子らのアンケート、イメージをもうちょっと分析していただいて。

その中で私も観光協会という立場から見ると、あ、と思ったのが、観光とか国際性の豊かなまちとか、自然とか、そういう外から人を入れ込もうという思いが、若い方々にはかなりあるよなという思いがちょっとしましたもんで。

そこら辺も今言われた「外から来たい」、「働く場所をつくりたい」というようなことを含め、津市として10年間の計画の中で人口の流出も止まるやろうし、いろんな格好もプラスになるんやないかなという思いがしたもんで、そういうのがサブタイトルの的にでもあったら面白いなと思いますもんで。

鶴岡会長

いや、確かに言われるとおりだと思います。『住みたい』だけでは発展という感じがしないですから、やっぱり外からの人が来てここで観光する、それから職場もあるというニュアンスをもう少し強くしたほうがいいと、そういうことだと思います。

そのためには、この、折角犯罪や事故が少ないということで、今の意味で意見がありましたけど、『安全・安心』ですよ。それがやっぱり津市はちゃんとしてるって。そこが、やっぱりちょっと抽象的だということだと思うのです。もう少し明確にしたほうが、インパクトがあるんじゃないかということの。そういう、なかなか難しいと思いますけれど。

その他、よろしいでしょうか。じゃあこのくらいにさせていただいて、次のパートへ進みたいと思います。次のパートは第2項の目標別の計画ということで、目標の1から3です。事務局からの説明をよろしくお願いします。

【第2章第2項「目標別計画」目標1～3】

<事務局>

それでは、次に第2章第2項の「目標別計画」でございますが、2つのパートに分けてご説明をさせていただきます。最初に目標別計画の全体の構成をご

説明させていただきます。こちらはA3版の資料2-2をご覧くださいませうでしょうか。こちらの資料は、津市総合計画の目標別計画に掲げる施策体系で、基本構想や現行の基本計画との関係を示したものでございます。

こちらの資料の表の一番左の列にございますのが、基本構想に掲げた「1子どもたちの未来に向けて」をはじめとする6つの「まちづくりの大綱」とそれぞれの政策分野となっております。次に、中ほどの網かけの無い部分がございますけれども、これが基本計画の構成案でございます。A4版の資料2-1の第2項の目標別計画以下の記述内容を一覧にしたものになっております。

まず、この基本計画の構成案の1列目の「キャッチコピー」でございますけれども、これは先ほどご説明させていただきました「将来像」のことでございます。まだちょっとこちらは決まっておきませんので、今の時点では空欄となっております。

次にその右側の列の「基本目標」でございますけれども、こちらは基本構想に掲げた理念を実現するために、10年間で取り組もうとするまちづくりの大きな目標でございまして、基本構想に掲げました1から5の「まちづくりの大綱」に対して、6つの基本目標を設定し、後ほどご説明させていただきますけれども、基本構想のまちづくりの大綱の「6 市民の幸せを実現する市役所に向けて」、これにつきましては、基本計画全体を推進していく上での行政と市民との関係や、市役所としてあるべき姿勢を示すものとしておりますので、第3章として別立てで示すこととしております。

次にその基本目標の隣の列の「基本政策」でございます。これは全部で17項目がございますけれども、こちらは基本目標の実現に向けて進めていくまちづくりの方向を示すものでございます。

次にその基本政策の右側の隣の列の「基本施策」、これ全部で48項目ございますけれども、こちらは基本政策に向かって進める基本的な取り組みの方向を示すものでございます。

次にその隣の右側の列の「主な施策の内容」、全部で144項目というふうになつとるかと思っておりますけれども、これはこれから各施策の本文を具体的に記述する際に踏まえるべき要素、いわゆるポイントとなるものをお示ししたものでございます。

その隣の網かけになっているちょっと黒い部分でございますけれども、こちらは現行の総合計画の後期基本計画に掲げている施策を示してございまして、次期総合計画に位置付ける施策との関連をお示ししているという表でございます。

具体的に事例を挙げてご説明をさせていただきます。まず基本計画の構成案、真ん中の枠のところですけども、その一番上にございます「基本目標1 子どもたちの未来が輝くまちづくり」をご覧ください。

この基本目標には、その目標の実現に向けて進めていくまちづくりの方向性を示す基本政策として、「①安心して子どもを産み育てられる環境の充実」と、「②子どもたちの生きる力を育み成長を支える環境の充実」、この2つを掲げております。

そして、基本政策①の「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」には、この基本政策に向かって進めていく基本的な取組の方向を示す基本施策として、「①出会い・結婚・出産しやすい環境づくり」と、「②子育て支援の充実」、この2つを掲げております。

そして基本政策①の「出会い・結婚・出産しやすい環境づくり」においては、今後本文を記述する際に踏まえるべき要素である「主な施策の内容」として、「出会い・結婚／妊娠・出産」という形でお示しをさせていただいております。

さらにその右側の後期基本計画における施策体系、この少し黒い網かけになつとる部分でございますけれども、関連する基本政策、基本施策の内容が入っていくようにというようになっております。

このような形で横軸で見ていただく形なんですけれども、基本施策①の「出会い・結婚・出産しやすい環境づくり」に関しましては、網かけの部分を見てい

ただくと後期基本計画では掲げていなかった新規ということで、新しく設けた施策というような形になります。このような表になっております。

以上、目標別計画全体の構成を説明させていただきました。

今回お示しする構成案は、このように後期基本計画の各施策を踏まえて、すでに完了した施策なんかもございますので、その辺は削除するなどした上で今後 10 年間の津市のまちづくりに必要となる政策や施策を漏れのないように整理をさせていただいておりますけれども、委員の皆さまにはこの構成として修正すべき点はないか、不足している点はないかなどについてご審議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、今ご説明させていただきました A 3 版資料もご参考にしていただきながら、目標別計画の目標 1 から目標 3 までを具体的にご説明をさせていただきます。それでは、説明のほうは A 4 版の資料にちよつとお戻りいただきまして、資料 2-1 のほうですね、よろしゅうございますでしょうか。

それでは改めて 1 ページをお願いいたします。先ほど A 3 版の資料のほうで例として触れましたので少し説明が重複いたしますけれども、まず目標 1 の「子どもたちの未来が輝くまちづくり」でございます。ここでは 2 つの基本政策を掲げております。

なお、その基本政策①のところの下を見ていただくと、※印で「現状と課題」とあるかと思うのですが、これは先ほど申し上げましたとおり全部で 17 項目この基本政策があるのですが、この単位ごとに現状と課題を記載していくということを考えております。

本市のまちづくりの現状がどのようになっているのか、また何が課題であるのかということをごここで明らかにして、基本政策にひも付いている基本施策単位での取り組みの方向性を記載していくこととしたいと考えております。

それでは「基本政策① 安心して子どもを生み育てられる環境の充実」でございますけれども、「基本施策 1 出会い・結婚・出産しやすい環境づくり」として、いわゆる少子化対策としての出会い・結婚に係る施策や、妊娠・出産への支援などの要素を踏まえることとしております。次に「基本施策 2 子育て支援の充実」として保育内容・保育環境の充実や子育て家庭への支援の充実などの要素を踏まえることとしております。

続きまして、「基本政策② 子どもたちの生きる力を育み成長を支える環境の充実」でございますけれども、「基本施策 1 幼児教育の充実」として就学前教育の充実や家庭教育指導の充実を踏まえることとしております。

2 ページをお願いいたします。次の「基本施策 2 学校教育の充実」として小中学校の教育内容の充実や教育環境の整備など、「基本施策 3 健やかな育ちへの支援」では、貧困対策の推進や虐待の防止などの要素を踏まえることとしております。

次に「目標 2 安心して健やかに暮らせるまちづくり」でございます。ここでは 2 つの基本政策を掲げております。まず「基本政策① 社会の変化に対応した福祉の充実」でございますけれども、「基本施策 1 地域福祉の充実」としてボランティア活動の促進や津市社会福祉協議会との連携強化など、「基本施策 2 高齢者福祉の充実」として、高齢者の生きがいづくりや、生活支援の充実などの要素を踏まえることとしております。

なお、「高齢者福祉の充実」につきましては、前回の審議会で渡辺義彦委員から、「在宅介護を補う施設対応も含むような記述となるように」とのご意見も頂いておりますので、基本計画の作成に当たってはそういった点も踏まえて整理をしてまいりたいと思っております。

そして「基本施策 3 障がい者（児）福祉の充実」として、障がい者の生活支援の充実や自立と社会参加促進など、次に「基本施策 4 低所得者福祉の充実」では生活困窮者自立支援体制の充実や適切な支援の要素を踏まえることとしております。

続きまして、「基本政策② 健康づくりの推進と医療体制の充実」でございます。まず「基本施策 1 健康づくりの推進」として健康寿命の延伸や心の健

康づくりなどを。次に「基本施策2 地域医療・救急医療体制の充実」として、地域医療環境の充実や救急医療体制の充実を。「基本施策3 公的医療保険の安定運営」として、医療保険の健全な事業運営の要素を踏まえることとしております。

3ページをお願いいたします。「目標3 いのちと暮らしを守るまちづくり」でございます。ここでは2つの基本政策を掲げることとしております。

まず「基本政策① いざという時の備えの強化」でございますが、これも前回の審議会におきまして会長から頂きました減災という考え方や、渡邊修三委員から頂きました自助・共助・公助という考え方を踏まえまして、「基本施策1 防災・減災施策の強化」として、地域防災力の強化の促進や避難体制の強化などを踏まえることとしております。

そして、「基本施策2 災害に強いまちづくりの推進」では、治水・治山対策の強化や耐震化の推進などを。「基本施策3 消防力の強化」では消火・救急・救助体制の充実などの要素を踏まえることとしております。

続きまして、「基本政策② 防犯・交通安全対策の強化」でございますが、まず「基本施策1 防犯対策と消費者保護の強化」として防犯対策の推進や暴力追放の推進などを。「基本施策2 交通安全対策の強化」として交通安全施設の充実や交通安全意識の高揚の要素を踏まえることとしております。

第2章第2項「目標別計画」の目標1から目標3までの説明は、以上でございます。

鶴岡会長

はい、どうもありがとうございました。今の目標1から目標3まで、説明をしていただきましたけど、ご意見とご質問がありましたらお願いします。

現行の後期基本計画といろんな組み替えが行われているということですね。だから項目があっち行ったりこっち行ったりしてる、でも大体ちゃんと盛り込まれてると。はい、どうぞ。

駒田委員

ちょっと私が聞き逃したのかもしれないが、その基本目標の順番で1から6というのも、これはごめんなさい、前回にもきちんと練ってあったのですか。『いのちを守る』っていう3番がここに来るのが、ちょっと違和感があったので。

教育とか、そういう住みよいまちづくり、安全と来ればそこに3番が来てもいいのかも分からないですけど、いざというときのことが、バンと3番目に来てるので、ちょっと何か違和感がすごくあったんですけど。

今までの目標の中で安全とかそういうことを盛り込むということならば、ここに来てもいいのかも分かんない。これ例えば順番というのはもう決まってるってことですね、1から6まで。それでちょっと質問幾つかまとめて。

鶴岡会長

目標の1から6までの順番を変えたほうがいいのかと。

駒田委員

ちょっとこの3番について少し違和感があったので。それとあと2～3、ごめんなさい、まとめてしゃべらせてもらいます。

今のA4のほうの2ページのその上から4行目。『特別支援』でいいのですね。『発達支援』は『発達支援』でいいと思うんですけど言葉として。『特別支援』なのか、『特別支援教育』なのか。言葉とかちょっと入れないと意味が違ってくるのかなという気がします。

それとあとはちょっと内容的なことになるので、施策のその「学校教育の充実」とかに入るのか、「就学前教育の充実」というのが、ちょっと私自身が、こちらの教育現場に携わらせていただく中ですごく感じたことが、就学前教育をする保育士、保育者さんとか、あるいは幼稚園教諭の先生とか、あるいは小学校、中学校の先生たちの資質という変なんですけど、そこを考えて充実していかなければいけないのかな、というのをすごく強く感じる場所がありました。

先生方すごく頑張ってることを批判するのじゃなくって、だけどもっと津市が頑張っていたほうがいい部分があるんじゃないかな、というのを具体的にいくつか感じるの。そういう意味も含んでいるのか、それともそういう部分はまた別立てをしたほうがいいのか。ちょっとそこは、津市として、県都として、県の教育を引っ張っていくんだよ、みたいな部分も出されたほうがいいのかっていう所を感じるの、3つ意見を言わせていただきます。

鶴岡会長

事務局お願いします。

<事務局>

はい。今おっしゃっていただいたその基本目標の順番なんですけども、事務局としては基本的に基本構想の6つの「まちづくりの大綱」に沿って基本目標を、例えば1の「子どもたちの未来に向けて」であれば、基本目標は「子どもたちの未来が輝くまちづくり」という形で、対比するような形でというふうに整理はさせていただいたつもりなんですけども、おっしゃっていただいた、少し違和感があるというご意見もございましたので、事務局としては基本構想の「市民の安全と安心の確立に向けて」というところに対応した基本目標として「いのちと暮らしを守るまちづくり」と整理をさせていただいております。

それと、資料2-1の※印の項目なんですけれども、ここはあくまでも今ご審議いただいている構成に沿って、本文を書く時に「こういう内容を踏まえて記述をしていこう」というところがございます。ですので、この言葉自体がダイレクトで表現されるものもあれば、そういった内容を包含した形の記述になることもあるかなと思うのですけども。

ただ、そういう資質の充実というところも大切だというご意見を頂きましたので、逆にこれはそういったご意見を担当に伝えた上で、そういうところも包含した形で本文の記述を入れてもらうように検討をするという形になりますので。

駒田委員

保育士だけでなく、福祉部分だけでなく学校教育の部分含めて。

<事務局>

はい、そうですね。

鶴岡会長

これって今の意見を反映して、現状の課題にちょっと追加するってことできるんですか。できるなら追加したほうが良いような気がするんですけど。

だから保育士だけでなく『教職員・保育者の資質の向上』みたいなキーワードをちょっと追加していただくことができればお願いしたい。『特別支援』のことで出ましたね。『特別支援』ってどういう言い方をしたらいいのですか。

駒田委員

普通は『特別支援教育』と。

鶴岡会長

『教育』が要るんですか。

駒田委員

『特別支援』というとなんか特別な何か支援に感じるけど、特別な誰かに対するのじゃなくって。

鶴岡会長

『特別支援教育の充実』ということで。山田先生どうですか。

山田委員

『特別支援教育』です。

鶴岡会長

『教育』ですよ。三重大の教育学部は『特別支援教育』と言ってますよね。

山田委員

はい。

鶴岡会長 　　ちょっと『特別支援教育の充実』って、『教育』って字も追加するということ
で。

荒川委員 　　私もちょっとそこ同じ意見だったんですけど。ちょっと質問ですけども、そ
の前の『発達支援』というのは、『発達支援』というのと『特別支援教育』、『発
達障がい支援』ではない訳ですか、『発達支援』というのは。この辺がちょっ
と。もし『特別支援教育』だったら『発達支援』の定義というのはどんなふう
になるのかなってちょっと感じたんですけど。はい、質問です。

鶴岡会長 　　『発達障がい』の支援。

荒川委員 　　『発達障がい支援』の充実なのかなと。

鶴岡会長 　　発達障がい者に対する支援をしていくと。

荒川委員 　　はい、ここは子ども達の項目ですよ。

鶴岡会長 　　そうですね。子どものことですから、発達障がいがあるようなお子さんをど
うやって支援していくかということだと思うのですけれども、違うんですか
ね。

駒田委員 　　私は『発達支援』と言った場合は、肢体不自由のお子さんも含まれるけど、
『発達障がい』ということ、心だけ、心というかそちらのほうの障がいとい
うのになっちゃうから。多分、『発達支援』は『発達支援』で。

鶴岡会長 　　広い意味で言ってるわけですね。いろんな発達を支援すると。

駒田委員 　　だから事務局がどっち、例えば荒川委員が言われたように発達障がいを持
ったお子さんというのだったら『障がい』を入れないといけないけど、身体
のほうの肢体不自由のお子さんもという場合だったら、この文言ではいいと思
うんですけど。その辺どちらを考えていらっしゃいますか。

<事務局> 　　こちらのほうは今、駒田委員がおっしゃっていただいたとおり、包含するよ
うな形で考えておまして。ですので発達支援、その『障がい』ということだ
けに縛られるのではなく、体の肢体だけではなくて発達全体的に支援してい
くという包含的な意味合いで載せております。

鶴岡会長 　　ということですので、体と心と全部含んだような意味で『発達支援』とい
うことです。じゃあその他。はい、じゃあ。

川北委員 　　目標2の基本政策1の「地域福祉の充実」で、これは単純に疑問なんです
けど、特に『社協』の名前が載っていますが、『社協』の人がいて言いづらい
んですが。他のところで特別な組織名は多分出てないんですけど、ここだけ
『社協』をピックアップで出した理由って何か。例えば他のところだと『観
光協会』とか『商工会議所』が出ていればなのですけど、ここだけ『社会福
祉協議会』と。『三重短大』はまだ分かるのですけど、津市立なので。

鶴岡会長 　　はい、事務局のほうお願いしたいと。

<事務局> 　　すみません。特に意図を持ってということではございません。おっしゃ
られるとおり、他の分野の所でもそういう関係団体ございますので。ちょっ
とこの部分だけ特出しになっているというのは、確かにおっしゃるとおり
かなと思いますので。特に他意はございません。

鶴岡会長 あんまり特定して書かないほうがいいと思います。これは現状と課題ですから、社会福祉に対するいろんな他の団体もありますので、あまり書きちゃうとまずいという気がします。その他ご意見。

岡田委員 先ほど駒田委員が言われた『教職員の資質』ですか、とは具体的にどういう意味合いかなと思って。

駒田委員 ごめんなさい、教育力というか、具体的なあまり話ができないのですが。例えば子ども達にきちんと躰をしていくとか、先生がジャージで授業するとか、そういうこともあるんですけど。そういうようなこともきちんと躰の部分から含めて、先生方が子ども達に対する教育力というか、そういうのを付けていくという。

岡田委員 それで意味は分かります。いや、それが例えば先生方がいろんなことをしようと思っても、例えば保護者の方からクレームとか多々あるようなことを聞くわけなんですよね。そんな中で本当に先生だけで、教職員の資質だけ上げるだけで、本当にこの子どもの教育の充実ができるんやろうかと。

以前でしたらもう正直、私どもの小さい時であつたら、何かあつたら先生に怒られたら、もうそれは、親は「先生に怒られて当たり前」と、「おまえが悪い」という言葉で返された経験がようけあるんですけど。今先生方と話していると、やはりなんで先生それ以上もつと言えんのか。そこに父兄からのクレームが多いとか、いろんなこれ以上できないということと言われとる教職員の方々も見えると。

まあそれ、今言われるようにそういう躰とか、いろんな格好していく教職員を改善するのは当たり前と。これは保護者もしてくるの当たり前なんですけど、ただ先生方の資質だけじゃなくて、そういうことをできる環境をやはりしたらんことには、いくら先生が、先生は勉強されてそこに立っても、やはりそこでやろうと思ってもできない環境が今多々あるんじゃないかなと。

それが今の時代の、よく子どもが親を殺すとかいろんな問題が、自殺者が多いとか不登校が多いとかいうようなことが出とるんじゃないかなと思うんですよ。それでそこら辺までちょっと掘り下げた、本当に子育て、教育を一番大事なことやと思うんで、それをちゃんとしていこうと思ったら、市としてもやっぱりもっと現場の声をどなんやと聞いていただくのも大事やないのかな。特に私らの田舎のほうでは、そういうことも、先生も悩んでいる方も見えるというの聞くし。

そういうのも1つ入れていただいて、本当に今、駒田委員が言われる、質を上げてくには、そこまで突っ込まなあかんちゃうのかなという気はします。

鶴岡会長 それどのような文言で入れたらいいですかね。これはなかなか難しいとこだよ。

岡田委員 難しいと思うんですけど。

駒田委員 確かに、今、ごめんなさい、岡田委員が言われた内容に関する文言は全然どこにもない。

鶴岡会長 教員の資質を向上させる、その辺の、その言いたいのは教員だけではなく。

岡田委員 そうそう、そこら辺も非常に大事になってきているのでは。

駒田委員 抜けてますので。

杉浦副会長 その辺の確認なんですけど、今、構成案ということでの議論だと思うんですが、中身に関してその学校教育という意味では、昨年度から津市も総合教育会議の

ほうも始まったと思いますし、おそらくその中で津市の「教育大綱」とかもつくられてきていると思うんですが。今、駒田委員、岡田委員がご発言されたような、教育の現場の課題について、その教育委員会のほうで、そういった「教育大綱」であったり「教育ビジョン」で、すごく細かく分析されて、今つくられているか、つくられたかぐらいなのではないかなと思うんですけども。

その辺と今回のこの津市の「総合計画」とのリンクといいますか、そういった擦り合わせのタイミングとかというのは、今後持たれる予定というのはあるんでしょうか。おそらく、そこでされれば、その学校の先生たちが非常に繁忙化していることであつたりとか、教育力を上げていくために先生の資質もそうなんですけれども、それ以外にも地域とか家庭とも如何に連携して教育力を上げていくとか、そういった課題がおそらく出てきてるんじゃないかなというふうに思いましたので。ちょっとその辺との擦り合わせとか、今後の予定などがあつたら、お聞かせいただきたいと思うんですけども。

鶴岡会長

じゃあ、事務局お願いします。

<事務局>

はい。副会長におっしゃっていただいたように、教育大綱のほうなんですけれども、総合教育会議のほうで議論がございまして、大綱のほうは既に策定されました。おっしゃっていただいたように、特に今回の大綱なんですけれども、他でも既にできてる所はあるんですけども、よく大綱ということで、「あれもこれも」といろいろな施策がもう全体的に網羅されているような大綱が一般的なんですけれども、今回の津市の場合は、特にその先生の、そういう先ほどおっしゃられたような、例えば大変多忙の中で子どもと向き合う時間がなかなか取れないよねと。そういう中で、じゃあどういうふうにそれをしていけばいいのかというような、ある意味少し着眼点を絞った形での大綱になって、そういうのはやっぱり先ほどおっしゃっていただいたように、先生だけではなくて保護者の方とご協力であるとか地域の方のご協力、そういうのが全てあって、やっぱりこういうものは実現していくという、そういう大きな考え方の中で大綱を策定しています。

総合計画との関係なんですけども、大綱のほう、ちょっと先立って作られてはおるんですけども、当然これから作っていく総合計画の教育に関わる部分というのは、そういった大綱も踏まえた上での記述になっていくことになると思います。

杉浦副会長

その中に、岡田委員とか駒田委員からご指摘があつたような、そういうキーワードとか切り口も津市の大綱の中には既に入っているという理解でよろしいんでしょうか。

<事務局>

おっしゃっていただいたような部分というのは、大綱の中には記述されておるといふふうに私どもは認識しております。

鶴岡会長

だから、そこに関係する文言は入れたほうがいいのかもしれないですね。ここには何も現状と課題が書いていないですもんね。

<事務局>

今おっしゃっていただいたような部分は、当然ここの、今日お示しさせていただいた資料のキーワードが「全て」と私どもも思っておりません。

ですので、今日おっしゃっていただいたご意見というのは、当然「そういうご意見があつたよ」、ということを担当当局にもちゃんと伝えて、その上で本文を整理をしていくということでございますのでよろしくお願い致します。

鶴岡会長

はい、それじゃあその他のご意見は。はい、じゃあ山田先生お願いします。

山田委員

直接今回の基本施策のところに関わる意見は1つなんですけれど。今、丁度話題になっている基本目標1の基本政策2のその内の基本施策③「幼児教育の

充実」なんですけれど、これはまず名前が「幼児教育の充実」ではもう駄目なんじゃないかと思うんですね。

なんでかって言うと、今幼稚園と保育園が一体的に運営するとか、そういうような動きになっているので「幼児教育」っていうふうにしたり、そして主な施策の所で「就学前教育」っていうふうになってしまうと、もう保育が入らなくなってしまうんですね、一般的な理解として。なので、「幼児教育・保育」とか、何かその、保育の部分をきちっと今入れないといけないんじゃないかというふうに思います。

実際に旧津市の場合は、幼稚園が、私立幼稚園が中心になりますけれども、新しいっていうふうに通っちゃ良くないのかもしれませんが、地域ではそういう一体型の施設とか、やっぱり私立の保育園もかなりあると思いますので、ますますここは単なる教育委員会だけの所掌だけではなくて、ちゃんと入れないといけないんじゃないかなというふうに思います。

それから付け加えて、丁度このとこなので、「学校教育の充実」の所で、今教員の資質の問題を向上のことをご意見がありましたけれども、やはり後期基本計画の所にある「信頼される学校づくり」という問題ですね。そういうことも実は本当は必要で。

何故かと言いますと、今幼稚園、小学校、中学校っていうこの区分けが、大きく自由になろうとしていて、津市も小中一貫教育とか進めてますよね。だからそういうことっていうのは単に「教育内容の充実」や「教育環境の整備」だけではない、もっと制度的にも関わるようなことが必要になってきて実際施策も進んでいるので、当然入ってくるんだと思うんですけど、項目としてはやっぱり「主な施策」の中ではちょっと足りないなというふうに思いました。

あともう1つすみません、これは問題点ではなくて画期的だなと思ったんですけど、「安心して子どもを生み育てる環境の充実」の基本施策の①に、「出会い・結婚・出産しやすい環境づくり」って、この『出会い』まで入れていくっていう施策を出すっていうのはすごいんじゃないかっていうふうに思って。これは是非、行政でもやっぱりうまい形で推進できるといいなというふうに思います。

鶴岡会長

じゃあ駒田委員。

駒田委員

ちょっとごめんなさい、私ちょっと今日、中座させていただくので1つだけ最後に。全体を通して気になったことなんですけど。自分自身はちょっと亀山市の社会教育委員もやらせていただいて、『生涯学習』とも関わるんですけど。先ほど岡田委員が言われたことも関わってくるんじゃないかなと思うけど、『家庭教育』という部分が全然出てなくて、やっぱり教育環境を充実していくには、学校とそれと行政と家庭が三位一体となってという部分が絶対必要だよねということで、亀山市では、『家庭教育』に対する何か施策も頑張っているね、ということになっているんですけど、何処にもそれが表れてないので、もしどこかにはまり込むことができたなら、『生涯学習』のほうなのかも分からないんですけども、何かそういう『家庭教育』。

鶴岡会長

今、「幼児教育の充実」の中には「家庭教育支援の充実」ってありますね。幼児だけしかないんやね、これ。

駒田委員

全体的なところで、こう何か『家庭教育』っていう視点もあったほうがいいのかなと。先生を責めてるわけじゃなくて、『家庭教育』の充実という部分もやっぱり。

鶴岡会長

『学校教育』のほうにも『家庭教育』の話を入れたほうがいい。

駒田委員

入れてったほうがいいのかなと。ごめんなさい、勝手なことで申し訳ないで

す。

鶴岡会長 事務局のほうから。じゃあ、はいお願いします。

<事務局> ちょっと施策名の部分、ご意見を頂きましたので、そこはもう一度担当ともご意見あったという中で、もう一度整理をしていければと思います。『出会い』については、事前にいろんな団体さんとの中で意見交換をさせていただく中で、やっぱり出会いの場を、行政がちょっと踏み込んでいかないと、なかなかもう前に進まないよね、というようなご意見もたくさん頂いて、今回初めてこういう項目を挙げさせていただいております。

今、この場で頂いたご意見というのは、ちゃんと教育も福祉も家庭部分が全体に含まれてるよね、というような形になるよう、整理していければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

赤野委員 目標2はよろしいですか。目標3までよろしいのですね。

鶴岡会長 はい、3までいいです。

赤野委員 参考に聞かせていただきたいのですが、目標3の基本施策の2なんですけども。「災害に強いまちづくりの推進」ということで、結構なことやと思うんですけど。「治水・治山対策の強化」ということも掲げられているんですけども、推進というかどこまでの背景なのか。

治水・治山というのは、森林整備の基本になると思うんですけども、現状で推進って、後で目標6でしたか、この中でも論議させていただきたいと思うんですけども。どこまで挙げさせていただくと背景、推進だけというか目標だけなんですか。そこら辺の背景というのはちょっと内容的にどういう意味も含んでるのか教えていただければと。大きな問題です。

鶴岡会長 ちょっと事務局のほうから。だからここで言っているのは、結局目標3のところその森林整備のことをどのくらいまで言って、それから今度目標の6でも言っているわけですが、「林業の振興」とか。その分け方みたいなものですか。

赤野委員 はい、どちらがインパクト強いというか、治水・治山というのはこれもすごい大きな大事業なんですけど、林業の基本、今、山の現状の中では山の基本なんですよ。すごい今、山の荒廃というのは進んでますので、災害に強い山づくりっていうか、そういう立場の中で、どこまでここで突っ込んで、掲げていただく以上、どういう具体的な背景というか、その辺を津市としてどういうふうにやっていくんやという内容の中、林業の振興の中で出てきますが、林業振興というよりも治水対策とか、「山の日」が制定されましたように山を守るという、災害に強い山づくりというのが一番課題になってるのと、環境という面から山を治めていくっていう大きな意味があると思うんですけども。そこら辺、どちらの目標の中でどうしていくかっていうか。ちょっとここはここで、掲げていただくだけで結構やと思うんですけど。

やっぱりその、ある程度の裏付けといいますか具体性も論議させてというか、目標に乗っけてもらわなあかんと思いますので。ただこれだけの言葉だけで、『強化』というだけで、言葉で目標として掲げていただくだけだったという。

鶴岡会長 具体的な計画をまた示して欲しいということですかね。

赤野委員 はい。

鶴岡会長 その辺どうされます、はい、じゃあ事務局のほうお願いします。

<事務局>

ここの、項目として挙げてさせていただいた「対策の強化」というところなんですけれども、当然今おっしゃっていただいたような、じゃあそれに基づいてどういうことをしていくのかというのは、ちょっと次のステップになってしまいますので、具体的に私が、今日こういうところまで踏み込んで記述していきますよ、というちょっとお答えはできないんですけども、ここで挙げさせていただいたのは、やはり津市というのはご承知のとおり全体の地域の中で山が大変多い、占める割合が多いという中で、その近くにお住まいの方もたくさんいらっしゃいますし、実際にそういう過去の災害の中でも土砂が崩れたりとかそういうことがございますので、やっぱり今の現状、津市にとっては、この災害というところの目標の中では治水・治山の対策というのは重要であろうという意見でございます。

当然その目標6の農林水産業のところでも掲げさせていただいておりますけれども、どちらに重きを、ということではないのですけれども、どちらも重要というところで、それぞれきちんと災害の観点も含めながら、こういう、山を守ると、山づくりはしていかなければならないという、そういう整理になるかと思えます。

鶴岡会長

はい、よろしいでしょうか。

杉浦副会長

要望なのですが、先ほどのところに関係してなのですけれども、おそらくこの目標の3番までは侵食であったりとか水を貯めていく貯水の機能であったりとか、そういったところに向けての公共事業でやるんじゃなくて、自然の木の力をしっかりと蓄えましょうというようなスタンスで書いていただいたと思うんですけれども。

是非、災害を食い止めるというようなところの治水・治山対策に留まらず、それをするによって生まれてくるメリットの部分も、是非書いていただけるといいかなというふうに思いました。

それで、例えば森林浴であったりとか、レジャーによってことになると、おそらく次の、後の付加価値の部分になってくると思うんですけれども、それ以外の災害防止プラスアルファの、それこそ今までの環境ということに対するプラスのメリットもしっかりと書いていただくと、市民の方々が山が多く自然が豊かの中で過ごしていくことのありがたさとか享受されているところが、よりご理解いただけると思うので、是非両面からの書き方をさせていただけるとうれしいなと感じました。お願いします。

鶴岡会長

いいですか、はい。じゃあその他のご意見、よろしいでしょうか。

じゃあ次の説明をしていただきます。目標4からですね。4から6までですね。じゃあよろしくお願いします。

<事務局>

【第2章第2項「目標別計画」目標4～6】

はい。ちょっと時間もありますので、少し端折る部分もあろうかと思えますけど、よろしく願いいたします。

続きまして目標4から6までと「第3項 土地利用の方向性」についてご説明させていただきます。

3ページの下段からでございます。目標4と5ページ以降になりますけれども、目標5につきましては、基本構想のまちづくり大綱4の「市民の心豊かで快適な暮らしに向けて」を踏まえた記述となっておりますが、基本政策が多々ございましたので、目標を2つに分けて目標4はハード的なところ、目標5はソフト的な分野を載せました。

それでは、「目標4 心やすらぐ住みよいまちづくり」でございますが、ここは3つの基本政策を掲げております。「基本政策① 環境にやさしい社会の形成」につきましては「基本施策1 環境を守り継承する社会の形成」、「基本施策2 循環型社会形成の推進」といたしました。4ページをお願いいたします。

「基本政策② 持続可能な都市基盤の整備」でございますが、こちらでは「基本施策1 安全な水の安定供給」、次に「基本施策2 生活排水対策等の推進」、次に「基本施策3 生活道路の整備」、次に「基本施策4 居住環境の整備」と、最後に「基本施策5 港湾・海岸堤防の整備」と書かせていただきました。ここでは前回の審議会で川邊委員から不在地主による雑草等の問題について、「解決に向けての記述を検討して欲しい」とのご意見をいただいております。「基本施策4 居住環境の整備」では「空き家対策の推進」を主な施策の内容の1つとさせていただきます。

続きまして「基本政策③ 快適に暮らせる都市空間の形成」でございます。「基本施策1 良好な景観の形成」、「基本施策2 緑化の推進と公園緑地の整備」、次に「基本施策3 都市機能の整備」、次に「基本施策4 道路ネットワークの整備」、最後に「基本施策5 公共交通の充実」といたしました。

5ページをお願いいたします。「目標5 自分らしく心豊かに輝けるまちづくり」でございます。こちらでは4つの基本政策を掲げております。

「基本政策① 生涯を通じた学びの推進」では、基本施策1として「生涯学習の推進」、基本施策2として「高等教育機関との連携・充実」、次に基本政策②では「スポーツや文化の輪が広がる社会の形成」として、まず基本施策1として「スポーツの振興」、基本施策2として「文化の振興」といたしました。

続きまして「基本政策③ つながり広がるコミュニティの醸成」では、まず基本施策1を「市民活動の促進」とし、基本施策2として「地域コミュニティの活性化」、次に基本施策3として「国際・国内交流と多文化共生の推進」といたしました。

続きまして「基本政策④ 誰もが尊重され暮らしやすい社会の実現」でございます。「基本施策1 人権・平和施策の推進」といたしました。続いて6ページをお願いいたします。次に基本施策2として「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」、基本施策3として「男女共同参画の推進」といたしております。次に目標6でございます。「魅力と活力を生み出すまちづくり」でございます。こちらでは4つの基本政策を掲げております。

先ず基本政策①は、「働ける・働きたくなる環境の整備」として、基本施策1を「勤労者福祉の充実」、基本施策2を「雇用の創出・拡大」とさせていただきます。なお、就労支援につきましては、こちらも前回の会議で川北委員から若者への就労支援やサポートについてご意見を頂いておりますので、本案の作成に当たってはその点を踏まえて整理をしてみたいと思います。

次に「基本政策② 地域に根付く商工業の振興」でございます。基本施策1として「工業の振興」、基本施策2を「商業の振興」といたしております。主な施策の内容の「商いの継承・安定化」については、こちらも加瀬委員から空き店舗対策などの商店街の行政支援についてのご意見を頂いておりますので、本案の作成に当たってはその点を踏まえ整理をしてみたいと思っております。

続きまして「基本政策③ 食の安定と暮らしを支える農林水産業の振興」でございます。こちらは6ページから7ページにかけてでございますけれども、基本施策1を「農業の振興」、基本施策2を「林業の振興」、基本施策3を「水産業の振興」といたしまして、いずれの施策におきましても担い手の確保や育成であるとか、経営基盤の強化については共通して踏まえてく要素とさせていただきます。

なお、「林業の振興」につきましては赤野委員からも多面的機能のことや林業の現状を危機的な感覚で捉えるようにとご意見を頂いておりますので、本案の作成に当たってはその点も踏まえ整理をしてみたいと思います。

続きまして「基本政策④ 交流人口の拡大」でございます。まず基本施策1として「観光の振興」、次に基本施策2として「シティプロモーションの推進」とさせていただきます。「観光の振興」につきましても岡田委員から津市らしさが出るようにとご意見を前回頂いておりますので、本案の作成に当たってはその点を踏まえ整理をしてみたいと考えております。

続きまして第3項の「土地利用の方向性」でございます。ここではまちづくりを進める上での土地利用の方向性を示すこととしております。詳細な内容につきましては現在並行して策定を進めております「都市マスタープラン」において記述をしていくことになるんですけども、ここでは「都市マスタープラン」の基本的な考え方の基となる、基本構想的な大きな土地利用の方向性を示すことといたしております。

すみません、少し端折りましたけれども、目標4から目標6並びに「第3項土地利用の方向性」についての説明は以上でございます。

鶴岡会長 はい、どうもありがとうございました。じゃあただ今の目標の4から6、それから土地利用の方向性につきましてのご意見をお願いします。

川邊委員 ちょっとよろしいですか。

鶴岡会長 はい、いいですよ。

川邊委員 6ページ目の基本施策の「農業の振興」に『畜産の振興』って書いてもらっていますけど、これ前も後期総合計画ありましたが、『畜産の振興』は、これ見込みありますか。今、段々衰退の状況で、これやったらまだ『園芸作物の振興』とか、道の駅もできたこともあって、あれも今足らんぐらいや。それで、やっぱり我々としても、やっぱりそのお年寄りの方に生きがい対策として市民農園とか、そういう野菜づくりどんどん進めてますわな。それで今、『畜産』っていうのはちょっと引っ掛かりますけれど、どういう意図で、と思いました。

鶴岡会長 じゃあ、事務局お願いします。

<事務局> 当然後期にも掲げておった中で、特に意図はないんですけども。消えていくっていうのも、無くなっていくっていうのも当然この畜産業というのもまだ産業としてある中で、どうしても、施策のそういうポイントから消えちゃうと、もうこれやらなくなっちゃうのかな、という様な印象も与えてしまうのかなと思います。

ただ、川邊委員さんおっしゃっていただいたように、そういう道の駅であるとかですね、そういう所が活発になっていますので、当然そういった点も踏まえて整理をしていきたいと考えております。

川邊委員 『畜産プラス園芸』って入れてもろうたらよろしい。

<事務局> そうですね、はい、ありがとうございます。

鶴岡会長 そうですね。じゃあちょっと修正してもらおうということで。

赤野委員 よろしいですか。先ほど治山・治水の面で質問させていただいたんですけども。「林業の振興」っていう形の中で挙げていただいた、これ後で林業を振興していく姿勢を示していただいたということでありがたいと思うんですけども。ただ背景、同じように現状としては正直林業っていうのはもうまったく成り立たないっていうか、そういう産業であるというのを認識いただいて。

あまりにも材価が下がってしまいましたので、収益が上がるような林業、山で再造林、木を植えて育てて木材を提供する、そういう、林業というのは産業だったのです。それで今度伐採してまた植える、それが緑の循環なんですけども、正直もうそういう体系というのはまったく崩れ去ってしまっております。ということはもう山が放置されて荒れるばかりというのが現状である。だから皆さんが山をどうにかしていくか、水の問題、環境の問題、多面的機能ですよ、そういうことを津市の皆さんがどう理解して山に対して関心を持っていたか。みんなが守っていただく、緑の県民税で、税金を頂きながら山を守

る、そういう姿勢というのは、国もある程度税金を、森林税っていう、そういう構想も描かれております。そういう観点で今後捉えていただかないと。

その雇用を、雇用というよりも山から人がなくなってしまう。全くもう村外地主、村外って津市外地主なのですよ。山はあるけど、もう持ち主も分からなければ、どこに山があるか分からない。そういう現状というのを理解いただいて、みんなが守っていただけるように。だからその山というのはすごい大きな、治山・治水の問題もそうなのですが、すごく大きな多面的機能を持つてるわけですね。だから環境の問題、今言いましたように二酸化炭素の吸収源対策とか、いろんな名前、形の中で山を手入れせないかんよ、という形を皆さんに認識をいただいとると思うんですけども。

さらに、やっぱりもう一度みんなで考えていただいて対応していただけるような、「林業の振興」というのは確かにそれで結構なんですけど、今の現状は後継者もない、山が誰の山か分からない。だからみんなの山やという公共的な意味での整備をお願いしていきたいなど。そういうことだけちょっと、側面だけ話させていただいて検討させていただきます。

鶴岡会長

よろしいですか。今言われたことだと思いますけど。

<事務局>

はい、そうですね。おっしゃっていただいた件、当然もう先ほどご説明させていただいた「現状と課題」という所の記述もございますので、そういった危機的な状況であるという所をしっかりと書いてもらって、それを踏まえてどういうふうにしていくかという施策を考えていければということで、しっかり担当に伝えさせていただきます。

赤野委員

もう一言だけ。我々森林組合の立場としては、やっぱり川上の責任というか、山を守る責任として、やっぱり森林整備は進ませてもらいたい。

ただ採算性がとても今の整備では成り立ちませんので、そのあたりのご理解をいただき、税のその意味をもうちょっと皆さんにご理解をしていただければありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

鶴岡会長

じゃあその他よろしいでしょうか。はいどうぞ。

岡田委員

まず「林業の振興」の所で、今までの林業とこれからの林業と変わっていく。ちょっと知るととこで高知県の土佐のほうで、例えば間伐材を使った器とか皿、コースター、これかなりネットを見とつても売り切れ、売り切れというような状況で、微々たる金額なのですが、そういうふうなことで、やはり木ちゅうやつは年輪が縁起がいいというような格好で、婚礼のときのコースターに使うとか。それとか、また今ヒノキとかスギなんかの木を使ってアロマ、ああいうのをかなり。それは金額的には知れてます。けどそういうのをやることによって体験してもらえ。そうすると観光とか商業とかいろんなところにも普及していくんじゃないかと、つながりが出てくるんじゃないかなという思いはある。

それで今までの捉え方の林業から、やっぱりもう一歩進んだ、私も山を若干持つ立場上、山、もうはっきり言って邪魔くさいなという思いはあります。せやけどそれを放っとく訳にはいかんという捉え方の中で、もう一歩進んだ捉え方、商品化できるものがやはり全国探してみるとやっぱりあるんですよ。

そこら辺をもうちょっと津市としても探し出して、こういうのができないかという提案をしていただくというの、このためにも森林組合さんというのがあるんやし、そういうのも1つやっていただくと同時に、もう1つ「観光の振興」の中でも同じなんですけど、ここにある『多彩な資源の活用』とかあるんですけど、このいろんなもんあるんですけど、それでその中でやはりこの前、意識調査していただいた中で『満足度』と『重要度』というのがある。例え

ば観光というのは勤労者福祉とか雇用、また商業の振興やら、観光というのは重要度で上のほうになってる。やけど満足度やったら全然低いという捉え方があるんですよ。

それで、やっぱりこんだけ市民の方々が重要であると思われとるけど満足してないと。そこを施策的にいくとか。また前回も土地利用とかいろいろなかことがあって、今も言われるように治水やらちゃんとして、こんなええ自然の中に津市の市民は生きとると、住んでるという中で、雲出川とか一級河川なんかをもっと利用して。例えば青山高原でもそうなんですけど、ああいう所だと本当に観光が、人が呼べるような。極端な話、私よく言うとんのが、パラグライダーの基地つくれんかよとか、青山高原に。それで雲出川にカヌーとか観光やらできんやろうかと。もうそういうふうに、雇用も生まれるような施策をやることで、外から人が呼べるのではと思うんですけど。

そういう中で、商工観光部も10年間の「観光ビジョン」つくられますけど、やはりいろんなことを、どこでもそうやと思うんですけど、先ほど「教育大綱」でも言われたように、この基本計画とリンクしとるんかと言われた場合、いや、こうこうでちゃんとできてます、こうやってますっていうことは、なかなか行政としては皆さんの立場的に言えんような、「やっと思う」という捉え方のニュアンス。やっぱり強いと思うんですよ。

あくまでも基本計画の中できちとこういうふうにやっていこう、そうするとやはりそういう「観光ビジョン」やいろいろ部がやられとるやつも、本当にそれをやり切らなあかん。やるんやったら「計画をつくって終わり」じゃなくて、これやり切ると。そんな中で私も今までの10年間いろいろやられとるとこを、やっぱりこの審議会の皆さんも委員の方々も、現場が今、今までの10年間でどんなになつとんやと、どこをどんなふうにつくられた、私も分からんとこあるわけですね。

例えば下之川のごみの処分場なども30億、40億かけられとる。ほんまにそれがどんなふう機能して、「あ、こんなふうになつとんや」という捉え方を、やっぱり現場を見せていただいて、「ああ、こんなふうにやってんねん」というのも今後大事やないんかなと。もうこのテーブルの中で出されたやつだけで審議してどうやこうやというんじゃないで、今までやられとる結果がどうやったと。それが現場をやっぱり見に行くというぐらいまでやって、今後のやっぱり10年間をやらんだら、いかどうかわかりませんが、財政も困窮してくる中で、本当の津市を本当に今後考える、子ども達のために良い津市を残していくっていう思いをやりようと思ったら、いろんな多方面に渡ったやり方が必要やないかなっていう気はします。

鶴岡会長

実際に、いろんな事業をちゃんと動かすというスタンスですね。それは非常に重要で、三重大でも演習林持ってて映画までつくっていただいたんですけど、それをちゃんとその後活用してるかというところが苦しいところがありまして、今の発言は非常に大学としても気になることです。

青山高原のメナード青山の半分は津市だと聞いておりますので、ああいうのをもっと活用するというのもやっぱりいろいろ津市としてもやっていただきたいなと思います。はい、じゃあ。

山田委員

ちょっと2点あるんですけど。1点目は、なんかこの項目っていうよりも、ちょっと幾つかの項目に関わる点なんですけれど。例えば1点目は基本目標5の基本政策の3の「つながり広がるコミュニティの醸成」っていうことと、それから基本目標6に関わる、6の中でも商業なのかなとか思うんですけど。

どういうことかって言いますと、津市の中で盛り場っていいんでしょうか、商店街とかそういうのを、どうしていくのかっていうことに関わる施策が何か必要なんじゃないかと。つまり今どんどん大きな商業施設ができて、例えば城山のイオンができて、ああいう所に人が沢山集まって、それはそれで非常に盛んな状態になっていいわけなんですけれど。それだけではなくてもっといろいろ

な、各地にあれほどあんな大きくなくてもいいので、小さな、ただどまちに人が行き合う場所ができていくっていう、地域ができていくっていう、そういうまちづくりが必要なんじゃないかっていうふうに思うんですね。

例えば、いろんな全国的にもカフェを中心にちょっとまちづくりが進むとか、いろんなまちづくりのいろんな試みがされているというふうに思うんですが、そうすると企業とか商業との関係もあるんですけども、単に商業だけを支援するというんじゃないかって、それによってまちができていくっていう、何かそういう視野を持った施策が必要なんじゃないかっていうふうに思うので。

ざっと見て、そこら辺をどうするのかっていう、基本政策が何か無いような感じがして。その辺、津市さんとしては市の取組として狙うのかどうかっていうかね、なんか、そういうことをちゃんと、何らかの形で支援をしないと、どんどん人が集まる所はたくさん集まるんだけど、そうじゃない所は、本当に人は来なくなっちゃうっていうか、そんな様なことになっちゃうんじゃないかなっていうふうに思いました。だから是非何か、そういう項目を入れたほうがいいんじゃないかっていうふうに思ったのが1つです。

それから2つ目は、こちらは基本目標6の4の「交流人口の拡大」に係るんですけど、これは先ほどの私の発言と関係するんですが、「観光の振興」とか「シティプロモーションの推進」という中に、折角お金を使ったんだから、先ほどのそのサオリーナとか久居のホールとか、そういうことの使い方をこの観光とか交流人口の拡大っていうことと、ちゃんとリンクをさせた施策が必要なんじゃないかなっていうふうに思って。それをばらばらにやっちゃうと良くない、折角の施策が単発になっちゃうといいでしょうか。狭くなっちゃうというふうに思いますので、その点をご検討いただきたいというふうに思った次第です。

鶴岡会長

いいですか。はい、事務局。

<事務局>

ありがとうございます。おっしゃっていただいた1点目のお話は、いろんな多分、施策に関連してくるような、そういう所になるのかなと思います。例えばそういうのを少し、計画の最初の部分、そういう大前提で少しずつ書いていくとか。中々、ちょっと施策で1本でというと、逆に今おっしゃっていただいたようなことが含まれて見えなくなることもあるのかなと思いますので、一度その辺は検討させていただきたいと思います。

あと「交流人口の拡大」のところは、ここにはそういう具体的な施策であるとか、サオリーナ云々というのは書いてないんですけども。当然そういう市の施設を活用した、そういうおもてなしの部分が必要であるというのは認識しておりますので、どこまで書いていけるかはありますが、きちんと整理をさせていただきたいと思います。

鶴岡会長

今の話も結構重要で、まちづくりをどういうふうにするかっていうことを、津市としても真剣に取り組んでいるということ、やっぱりあらわな字で書いてやったほうが、単なる商業の振興とか観光っていうことで暗には入っているんですけど、やっぱりあらわにしたほうが多分いいと思います。

その他よろしいですか。それじゃあ次に移らせていただきます。次は第3章からです。もう大分時間が来ておりまして誠に申し訳ないんですけど。

<事務局>

【第3章 将来像「 」の実現に向けて】

それでは、「第3章 将来像「 」の実現に向けて」、ということでございます。この第3章につきましては、基本計画に掲げるめざすべき将来像の実現に向けた津市の姿勢を示す部分となっております。第1項で「市民の思いや願いに応える市役所」として、「1 積極的な会話と連携によるまちづくり」、「2 地域の立場に立ち続ける地域連携」とさせていただきます。

次に「第2項 高みを目指す行政経営」についてでございますけれども、ま

ず「1 効率的で効果的な行政経営」、次に「2 健全な財政運営」という整理をさせていただきました。簡単でございますけども第3章のご説明は以上でございます。

鶴岡会長 第3章の説明していただきましたけど、この内容についてのご意見とかご質問ありますでしょうか。キャッチフレーズはもう先に話をさせてもらいましたね。よろしいでしょうか。丁度12時になりましたが。じゃあ今の。

岡田委員 すみません、その前に。これ、第4章の3の「観光の振興」の中に、「競艇事業の活性化」ってあるんですけど。

<事務局> 前の後期の。

岡田委員 後期のね。これは後期のものやでよろしいんやね。

<事務局> そうですね。

岡田委員 何か「観光の振興」の中で「競艇事業の活性化」というのは。

<事務局> その通りです。こちらは「ボートレース事業」として「行政経営」の観点から整理をさせていただきたいと思っています。

岡田委員 あ、市民の、そのやつ（市民意識調査での関心）も低いですよ。

<事務局> はい。あくまでも今回はそういう「行政経営」の観点から項目を整理させていただきたい。

岡田委員 はい、分かりました。すみません。

川北委員 手短に、すみません。第3章の部分で提案なんですけども。おそらく『民』主導でこれからのいろいろとまちづくりの事業をずっと展開して行って、そこで稼ぎつつ行政に提案をしていくというような時代に突入してくると思うんですけども。

その中で『対話』っていうのが結構大事になってくると思ってまして、行政に自分達がこういうアイデアがあって、こういう取組をしたいから一緒に関わって欲しい、といった対話をする窓口がもう少し明確だといいなと思います。どうしても、これまで対話って何処かへ、例えば市長とかが出向いてお話をされるような。決め打ちであると、たまに行って意味がないわけではないんですけども、少し折角のニーズを吸い取るのもったいないのかなと思って。対話の窓口が常に市役所の中で開かれているといいなと思いました。

鶴岡会長 それもちょっと検討お願いします。

岡田委員 それで、その件で例えば今、私も観光協会という立場の中で、各地域で何をやってるか全然分からん。どういう観光を、独自でやられとんやけど、なかなか全体に把握できやんと。

そんな中で特に教えてもらったのが、10年前、合併する前に各地域別に観光振興連絡会みたいなのがあったと。そこから代表の方が観光協会の理事になられている。今は消滅しとるんやけど。各地域これから本当に観光とか、先ほど言われたスポーツと文化、それらも全部つないで観光の1つの資源にしていく中やったら、やっぱり各地域で、今言われるようなそういう話し合いができる場所があって、そこで意見が吸い上げられたやつが、やっぱり本庁なり、例えばスポーツ協会さん、文化協会さん、観光協会、いろんなとこに落とし込んだら、より一層、行くんじゃないかなという思いがちょっとありましたもんで。

鶴岡会長

じゃあ事務局いいですか。今の事、いろいろごもつともな所で、各地域でいろんな事業やってますけど、確かにそれを束ねて全体にアナウンスするって中々無いですね。終わってから新聞見て、「ああ、これがあったのか」という状況で、本当は事前に連絡していただければ、それと協賛していろんな事業ができるということも多いのです。それもちょうと書いていただければ、表に全然出ていないですね、確かに。ありがとうございました。

それじゃあ、一通りこれで終わりました。皆さん非常に沢山のご意見を頂きまして。何か最後に全体を通じて言い忘れたことがありましたら。

よろしいでしょうか。じゃあこの審議につきましては、津市の総合計画の構成案についてはこの辺りで終了とさせていただきます。

それであともう1つ、オープンディスカッションの開催ということになりますので、事務局からお願いします。

【事項3 オープンディスカッションの開催について】

<事務局>

はい。それでは事項3の「オープンディスカッションの開催について」説明させていただきます。総合計画をより良いものとするため、まちづくりについて広くご意見などを頂くオープンディスカッションを開催させていただきます。2月19日（日曜日）の午後1時から4時までということで、津市中央公民館のほうで開催を予定しております。

既に1月1日号の広報津だとか、ホームページで情報発信をして参加者を募っているところでございます。特に参加要件とかを設けず当日参加も可能であるんですけども、若い世代の方にも是非ご参加をしていただきたいと考えております。

流れとしては、テーマ別にご参加いただいた方で複数のグループに分かれて意見交換を行うというような形になっておまして。当日はオブザーバーとして鶴岡会長にもご出席をいただく予定としておるんですけども、オープンな場でございますので委員の皆さまにおかれましても、関係団体さまなどにお声掛けをいただきまして、もしご都合がつかましたら、是非ご参加をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ただ当日参加も可能なんですけども、準備の関係もございまして、もしご参加をしていただければということであれば、事前に事務局までお知らせをいただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、このディスカッションの結果でございますけれども、今後の審議の参考にもなってこようかなと思っておりますので、後日皆さまにもその内容については情報共有をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

鶴岡会長

もうちょっと追加説明でどうやって進めるか、グループ分けして進めるとか、100人ぐらい考えているのですよね、確かね。

<事務局>

会場キャパとしてはそれぐらいあるんですけども、今のところ、まだ集まりがちょっと、ということもございまして、50~60人、多くて50人ぐらいかなとは思っているんですけども。

鶴岡会長

テーブルを囲んで話をするというような感じ、確かされるのですよね。

<事務局>

そうですね、テーマを複数ということで、5つか6つぐらいにテーブル分けしまして、テーマごとに関心のある方に集まっておりますので、可能な限りそういうテーマに合ったところ、場に着いていただいて、その中で意見交換などしていただいて、まとめたいただいた意見を発表するような、そういう形を考えております。

鶴岡会長

ということで、テーマごとですから、皆さん方に出ていただいてそのテーブ

ルに入って、生の意見を色々聞いて交流していただくと本当にありがたいなと思います。

参加できるような方は、是非事務局に事前に話をさせていただきたい。そうするとテーブルを、そうやって考えると思いますのでよろしくお願いします。

<事務局>

よろしくお願いします。

森委員

すみません、この広報誌とホームページのみの募集になるんですか。それ以外はもう目に触れないのですか。

<事務局>

それ以外のところですか。

森委員

参加要請を何処かにかけられてるとかいうのはあるんですか。参加要請をかけてるかというの、ホームページ見ないと分からんという形ですか。

鶴岡会長

何処かへ動員はかけないと、多分ホームページ見てくれないのじゃないかという気はするのですね。そこは何か、考えていますか。

森委員

広報誌とホームページのみしか分からないということですか。

<事務局>

今後、FMの放送などで呼び掛けをさせてもらう予定ですし、いろんなツールで発信させていただこうと思ってます。

あと今回ご欠席なのですけども、藤野委員さんとか、いわゆる学生さんにご参加をいただく、例えば、杉浦先生などに「学生さんの参加を」ということでお願いしているところでございます。

森委員

分かりました。ありがとうございます。

鶴岡会長

よろしいでしょうか。じゃあこの辺で終わりにします。次は「事項4 その他」ですね。何かありましたら事務局お願いします。

<事務局>

【事項4 その他】

はい。次回の審議会の日程についてご説明させていただきます。次回の審議会は皆さまから事前にご返信をいただきました日程調整表に基づきまして、一番多くの方にご参加をいただける日とさせていただきます。

日程でございますけれども3月28日（火曜日）に午後1時半からこちらの本庁舎、ちょっと今回とは場所が変わるんですけれども、8階の大会議室Bというところで開催をさせていただきたいと考えております。またご案内は改めてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。3月28日（火曜日）午後1時半からでございます。

なお、次回の会議内容でございますけれども、本日ご審議をいただきました構成案に基づきまして、具体的なその施策の内容を記述した基本計画の試案をご審議をいただきたいと考えております。少しボリュームがありますので、会議の時間につきましては約3時間程度頂ければと考えております。皆さまには大変ご迷惑をおかけするのですけれども、ご協力いただけますよう何卒よろしくお願いいたします。

事務局といたしましても次回の会議ではご審議いただく時間を可能な限り多く取らせていただきたいと考えておりますので、審議をスムーズに行わせていただくために、試案を取りまとめ次第、委員の皆さまに事前にご送付させていただきますので、前もってご一読をいただいた上で、当日は活発なご審議をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回調整いたしました日程の関係で、事前にご都合がちょっと悪いという形でご連絡頂いております委員の方々からも、この試案へのご意見を頂戴したいと考えております。

会議開催までにご意見を伺えるように、資料送付の際には「ご意見シート」のようなものを同封させていただいてご返信いただくなど、なんらかの形でフォローさせていただきたいと考えておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

以上でございます。

鶴岡会長

はい。今ありましたように3月28日（火曜日）の1時半から、会場はここではないので間違えないようにしてください。

今度いよいよ基本計画の試案というのができてくるということです。それが皆さんのお手元に配布をされるということですので、それを読んできて多様な議論をしたいというふうに思います。

それでは、第3回津市総合計画審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。